

参考 総1－(4)

火山調査研究推進本部政策委員会運営要領

令和6年4月16日
火山調査研究推進本部
政策委員会

(開催及び招集)

第1条 火山調査研究推進本部政策委員会（以下「委員会」という。）は、必要に応じ開催し、政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集する。

(常時出席者)

第2条 委員会の開催に当たっては、次の者に常時出席を求めるものとする。

国土地理院長

気象庁長官

(意見の聴取)

第3条 委員長は、委員会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

(部会)

第4条 委員会に、必要に応じ専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。
- 6 部会の運営に必要な事項は、各部会において定めるものとする。

(委員会の公開等)

第5条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合には、全部又は一部の議事を非公開とすることができます。

- 2 委員会の会議資料及び議事要旨を公開する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、非公開とした議事に係る会議資料及び議事要旨については、非公開とすることができます。